

「施工体制台帳・施工体系図について」の改定箇所（新旧対照表）

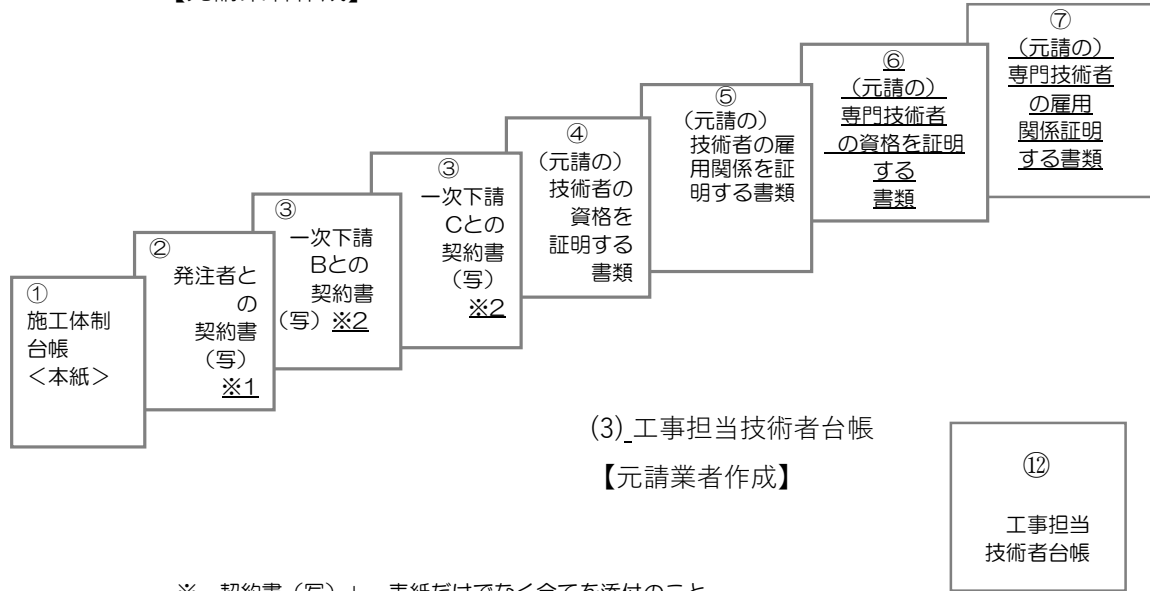
旧（平成29年3月）	新（令和3年4月）
<p>1 施工体制台帳 施工体制台帳は、次の項目で構成されます。</p> <p>(1) 元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類【元請業者が作成】</p> <p>① 施工体制台帳<本紙> ② 発注者との契約書の写し（表紙だけの添付で可） ③ 元請業者と一次下請業者との契約書*注の写し ④ 主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有することを証明する書類の写し ⑤ 主任技術者又は監理技術者が自社（元請）に雇用期間を限定することなく雇用されていることを証明する書類の写し</p> <p>⑥ 専門技術者（置く場合に限る）が専門工事に係わる主任技術者資格を有することを証明する書類の写し ⑦ 専門技術者（置く場合に限る）が自社に雇用期間を限定することなく雇用されていることを証明する書類の写し</p> <p>(2) 下請業者と再下請業者の記載事項と添付書類【再下請を行う下請業者が作成】</p> <p>⑧ 再下請負通知書<本紙> ⑨ 再下請負業者との契約書*注の写し</p> <p>(3) 工事担当技術者台帳【元請業者が作成】</p> <p>⑩ 工事担当技術者台帳（技術者の顔写真入り）</p> <p>*注 請負契約は民法上は口約束でも効力を生じますが、契約内容をあらかじめ書面で明確にすることにより、元請・下請間の紛争を防ぐことが大切です。特に建設工事における元請負人と下請負人との間で交わされる下請契約は、発注者と元請負人が交わす請負契約と同様に建設業法に基づく請負契約であり、契約を締結する際は建設業法に従って契約をする必要があります。</p> <p>従って下請契約に当たっては、契約の内容となる必要事項（14項目）を明示した適正な契約書を作成し、下請工事の着工前に署名又は記名押印して相互に交付してください（建設業法第十九条）。なお、注文書、請書、覚書等（契約書記載必要事項の14項目が記載されたもの）に基本契約書や約款を添付した書面を相互に交付することでも代用できます。</p> <p>また、契約書等の作成に際しては、工事内容について明確かつ具体的に記載することが重要であり、例えば内訳書において数量の記載が無く、〇〇工事一式といった曖昧な記載は避けるべきです。建設業法令遵守ガイドラインの参照を行い、さらには、標準見積書の活用等による法定福利費を内訳明示した見積を受領するなどして、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることが大切です。</p> <p>（参考）国土交通省ホームページ 建設業法令遵守ガイドライン http://www.mlit.go.jp/common/001059098.pdf 各団体標準見積書 http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html</p>	<p>1 施工体制台帳 施工体制台帳は、次の項目で構成されます。</p> <p>(1) 元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類【元請業者が作成】</p> <p>① 施工体制台帳<本紙> ② 発注者との契約書の写し（表紙だけの添付で可） ③ 元請業者と一次下請業者との契約書*注の写し ④ 主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有することを証明する書類の写し ⑤ 主任技術者又は監理技術者が自社（元請）に雇用期間を限定することなく雇用されていることを証明する書類の写し ⑥ <u>監理技術者補佐（置く場合に限る）が専門工事に係わる主任技術者資格を有することを証明する書類の写し</u> ⑦ <u>監理技術者補佐（置く場合に限る）が自社に雇用期間を限定することなく雇用されていることを証明する書類の写し</u> ⑧ 専門技術者（置く場合に限る）が専門工事に係わる主任技術者資格を有することを証明する書類の写し ⑨ 専門技術者（置く場合に限る）が自社に雇用期間を限定することなく雇用されていることを証明する書類の写し</p> <p>(2) 下請業者と再下請業者の記載事項と添付書類【再下請を行う下請業者が作成】</p> <p>⑩ 再下請負通知書<本紙> ⑪ 再下請負業者との契約書*注の写し</p> <p>(3) <u>作業員名簿【元請業者が作成】</u></p> <p><u>⑫ 作業員名簿</u></p> <p>*注 請負契約は民法上は口約束でも効力を生じますが、契約内容をあらかじめ書面で明確にすることにより、元請・下請間の紛争を防ぐことが大切です。特に建設工事における元請負人と下請負人との間で交わされる下請契約は、発注者と元請負人が交わす請負契約と同様に建設業法に基づく請負契約であり、契約を締結する際は建設業法に従って契約をする必要があります。</p> <p>従って下請契約に当たっては、契約の内容となる必要事項（<u>16</u>項目）を明示した適正な契約書を作成し、下請工事の着工前に署名又は記名押印して相互に交付してください（建設業法第十九条）。なお、注文書、請書、覚書等（契約書記載必要事項の<u>14</u>項目が記載されたもの）に基本契約書や約款を添付した書面を相互に交付することでも代用できます。</p> <p>また、契約書等の作成に際しては、工事内容について明確かつ具体的に記載することが重要であり、例えば内訳書において数量の記載が無く、〇〇工事一式といった曖昧な記載は避けるべきです。建設業法令遵守ガイドラインの参照を行い、さらには、標準見積書の活用等による法定福利費を内訳明示した見積を受領するなどして、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることが大切です。</p> <p>（参考）国土交通省ホームページ 建設業法令遵守ガイドライン https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html 各団体標準見積書 http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html</p>

旧（平成29年3月）

【施工体制台帳の構成】

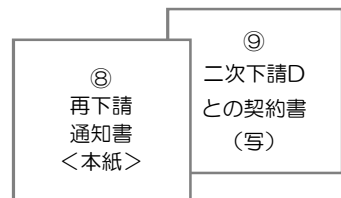
(1) 元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類(例)

【元請業者作成】

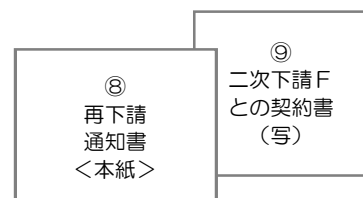
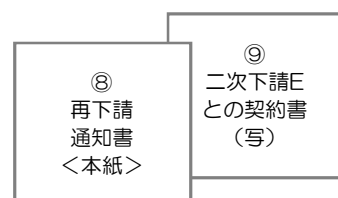


(2) 下請業者と再下請業者の記載事項と添付書類(例) ※三次下請以下についても同様です。

【一次下請B作成】



【一次下請C作成】

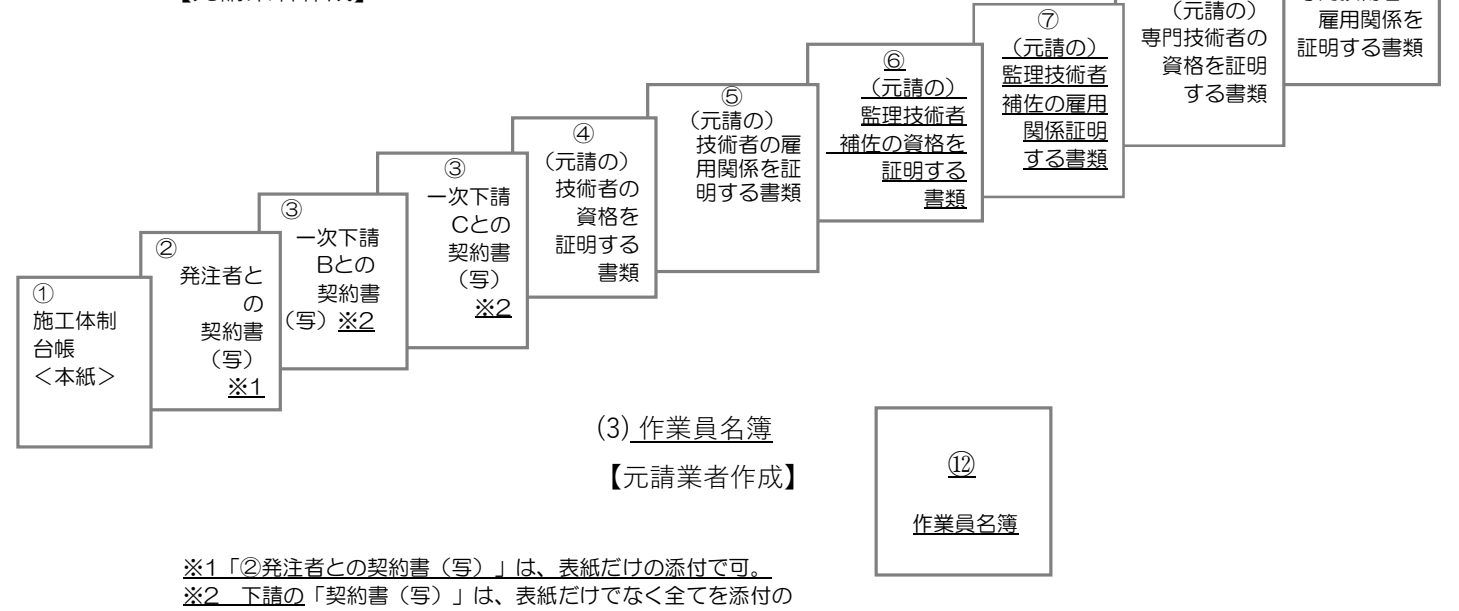


新（令和3年4月）

【施工体制台帳の構成】

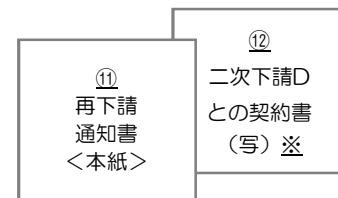
(1) 元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類(例)

【元請業者作成】

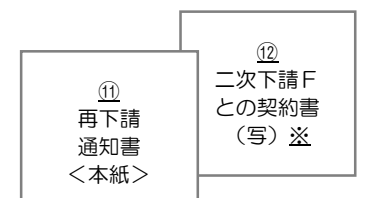
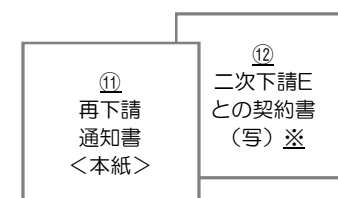


(2) 下請業者と再下請業者の記載事項と添付書類(例) ※三次下請以下についても同様です。

【一次下請B作成】



【一次下請C作成】



※下請の「契約書(写)」は、表紙だけでなく全てを添付のこと。

旧（平成29年3月）

2 施工体系図

施工体制台帳を作成する元請業者は、作成した施工体制台帳に基づき建設業者の名称、担当工事内容、工期、技術者の氏名を記載した施工体系図を作成し、現場の見やすい場所に掲示しなければなりません。建設工事の請負契約に該当しない資材納入や運搬業務などにかかる下請負人等については、建設業法上は記載の必要はありません。

なお、警備業者については、国土交通省発注工事では仕様書に基づき施工体系図への記載を求めていますので、本市においても、警備会社等（工事との関連性をもって元請負人の指揮、調整のもと行われる者）の会社名、現場責任者名、工期の記載をお願いします。

建設業法上の下請業者がなく台帳の作成義務がない工事についても、現場の体制を把握するため、警備業者等を記載した体系図を作成し、工事打合せ簿等により監督員に提出してください。

3 根拠法令等

(1) 建設業法

第二十四条の七（施工体制台帳及び施工体系図の作成等）

(2) 建設業法施行規則

第十四条の二（施工体制台帳の記載事項等）

第十四条の三（下請負人に対する通知等）

第十四条の四（再下請負通知を行うべき事項等）

第十四条の五（施工体制台帳の記載方法等）

第十四条の六（施工体系図）

第十四条の七（施工体制台帳の備置き等）

新（令和3年4月）

2 施工体系図

施工体制台帳を作成する元請業者は、作成した施工体制台帳に基づき建設業者の名称、担当工事内容、工期、技術者の氏名を記載した施工体系図を作成し、現場の見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければなりません。建設工事の請負契約に該当しない資材納入や運搬業務などにかかる下請負人等については、建設業法上は記載の必要はありません。

なお、警備業者については、国土交通省発注工事では仕様書に基づき施工体系図への記載を求めていますので、本市においても、警備会社等（工事との関連性をもって元請負人の指揮、調整のもと行われる者）の会社名、現場責任者名、工期の記載をお願いします。

建設業法上の下請業者がなく台帳の作成義務がない工事についても、現場の体制を把握するため、警備業者等を記載した体系図を作成し、工事打合せ簿等により監督員に提出してください。

3 作業員名簿

建設業法施行規則において、施工体制台帳の一部として作成が義務付けられています。

※建設キャリアアップシステムより出力される作業員名簿の様式例についても、建設業法施行規則で（施工体制台帳の一部として）記載が義務付けられている事項が全て含まれておりますので、建設業法及び建設業法施行規則に適合する様式例として使用できます。

※こちらの様式例を使用する際には、個人情報の取扱いについて、この様式例の利用者において適切に取り扱うことが必要となりますのでご注意ください。

4 根拠法令等

(1) 建設業法

第二十四条の八（施工体制台帳及び施工体系図の作成等）

(2) 建設業法施行規則

第十四条の二（施工体制台帳の記載事項等）

第十四条の三（下請負人に対する通知等）

第十四条の四（再下請負通知を行うべき事項等）

第十四条の五（施工体制台帳の記載方法等）

第十四条の六（施工体系図）

第十四条の七（施工体制台帳の備置き等）

旧（平成29年3月）	新（令和3年4月）
<p>(3) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 第十五条（施工体制台帳及び施工体系図の作成等）</p> <p>(4) 契約書記載必要事項の16項目（建設業法第十九条）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 工事内容 二 請負代金の額 三 工事着手の時期及び工事完成の時期 <p>四 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法</p> <p>五 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め</p> <p>六 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め</p> <p>七 価格等（物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第二条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更</p> <p>八 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め</p> <p>九 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め</p> <p>十 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期</p> <p>十一 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法</p> <p>十二 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容</p> <p>十三 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金</p> <p>十四 契約に関する紛争の解決方法</p>	<p>(3) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 第十五条（施工体制台帳及び施工体系図の作成等）</p> <p>(4) 契約書記載必要事項の16項目（建設業法第十九条）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 工事内容 二 請負代金の額 三 工事着手の時期及び工事完成の時期 四 <u>工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容</u> <p>五 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法</p> <p>六 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め</p> <p>七 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め</p> <p>八 価格等（物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第二条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更</p> <p>九 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め</p> <p>十 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め</p> <p>十一 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期</p> <p>十二 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法</p> <p>十三 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容</p> <p>十四 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金</p> <p>十五 契約に関する紛争の解決方法</p> <p>十六 <u>その他国土交通省令で定める事項</u></p>